

看 護 課

1. 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関の確保について

- ・ 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の確保について

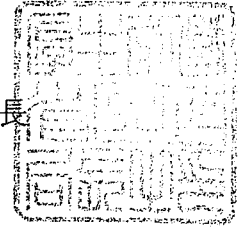
医政発第1205002号

平成19年12月5日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長



分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の
確保について

昨年6月の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の成立により、本年4月から分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、医療法（昭和23年法第205号。以下「法」という。）第19条及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第15条の2第1項及び第3項に基づき、嘱託医師については産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師とすること、及び嘱託医師による対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「嘱託医療機関」という。）を確保することとされた。

一方、既存の助産所については来年3月末までの経過措置が講じられているが、現時点において未だ嘱託医師及び嘱託医療機関が確保されていない助産所があることを踏まえ、今般、これらの規定の施行に当たり留意すべき事項を改めて通知申し上げるので、本通知を参考に、引き続き、助産所による嘱託医師及び嘱託医療機関の確保にご支援いただくとともに、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対し、周知及び協力の要請方をお願いする。

記

1 嘱託の趣旨

分娩を取り扱う助産所から嘱託を受けたことをもって、嘱託医師及び嘱託医療機関が応召義務以上の新たな義務を負うものではないこと。また、嘱託医師や嘱託医療機関となるのが、特定の助産所を利用することにはならず、公立・公的医療機関及びその医師が、助産所の嘱託医師や嘱託医療機関となることは差し支えないこと（総務省自治財政局と協議済）。

2 対象となる助産所

分娩を取り扱わない助産所については、嘱託医師及び嘱託医療機関を確保しなくともよいこととしたこと（施行規則第3条第1項第5号及び第15条の2第1項）。

3 嘱託医師

(1) 診療科名中に産科又は産婦人科を有する医療機関において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが嘱託医師としての対応を行うこととしても差し支えないこと（施行規則第15条の2第2項）。

(2) 従前必要とされていた「医師の承諾書」については、改正により不要となり、その代わりとして「助産所が当該医師に嘱託した旨の書類」を提出すればよいこととしたこと（施行規則第3条第1項第5号）。

なお、当該提出書類について所定の様式は定められていないが、社団法人日本産婦人科医会のホームページに2007年5月付で掲載されている「嘱託医契約書・合意書モデル案」は、日本産婦人科医会が社団法人日本助産師会と調整の上取りまとめたモデル案であり、当該モデル案に日付と署名を記入したものを「嘱託医契約書・合意書」として提出があった場合には、施行規則第3条第1項第5号に定める当該提出書類の提出があったものと取り扱って差し支えないこと。

4 嘱託医療機関

(1) 改正法の検討段階において「連携医療機関」と示していたものが改正法における嘱託医療機関であること。

(2) 嘱託医師の所属する医療機関が嘱託医療機関の要件に該当する場合には、当該医療機関を嘱託医療機関と定めても差し支えないこと。

(3) 複数の嘱託医療機関を確保することは差し支えないこと。したがって、例えば、特定の複数の医療機関が助産所の嘱託医療機関を引き受ける旨了解するために、周産期医療協議会等の場を活用することも差し支えないこと。ただし、その場合には、個々の医療機関が助産所の嘱託医療機関を引き受けることについて了解していることを徹底するとともに、施行規則第3条第1項5に規定する提出書類について、嘱託医療機関として該当する全ての医療機関を記載すること。

(4) 当分の間、産科又は産婦人科を有する嘱託医療機関と小児科を有する嘱託医療機関は、それぞれ別の医療機関で差し支えないこと。また、いずれかの医療機関に、妊産婦及び新生児を入院させるための施設があれば足りること。

- ・ 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関の確保状況について

(平成 20 年 2 月 14 日現在)

分娩を取り扱う 助産所数	嘱託医師		嘱託医療機関	
	確保済み	協議中	確保済み	協議中
297	275 (92.6%)	22 (7.4%)	241 (81.1%)	56 (18.9%)

※「協議中」には、手続き中のものや、助産師が高齢等により休廃止予定にあるものも含む。

2. 助産師外来及び院内助産所の開設の推進について

・院内助産所・助産師外来・設備整備事業について

平成20年度予定額 平成19年度予算額

○ 院内助産所・助産師外来設備整備事業（新規） 25,407千円（0千円）

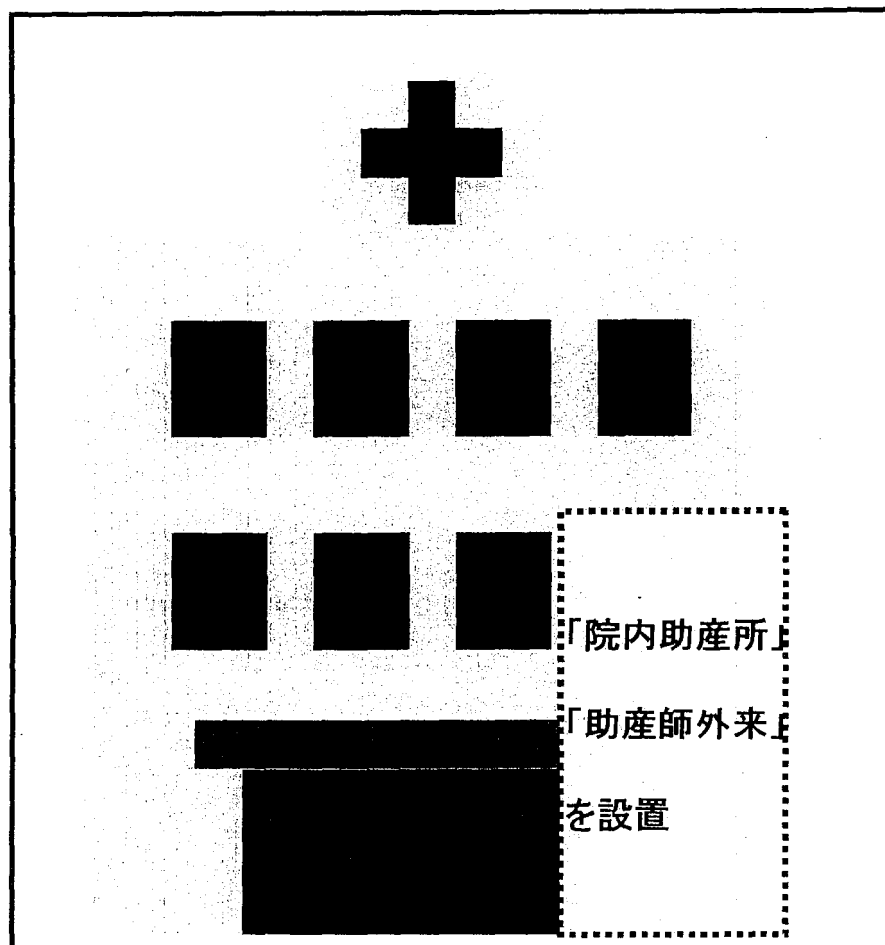
- 1) 事業内容 「院内助産所」「助産師外来」を設置しようとする産科を有する病院・診療所に対して、体制整備に必要な備品の設置に要する経費の一部を補助。
- 2) 交付方法 間接補助
- 3) 交付対象 厚生労働大臣の認める者
(産科を有する病院・診療所(公立分を除く))
- 4) 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)
- 5) 予算内容 補助対象経費:「院内助産所」「助産師外来」の開設に必要な備品の購入費(下限額一品当たり1万円以上)
- 6) 基準額 3,811千円/か所

○ 院内助産所・助産師外来施設整備事業（新規）（交付金の内数）

- 1) 事業内容 「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする産科を有する病院・診療所に対して、増改築または改修に要する経費の一部を補助。
- 2) 交付方法 間接補助
- 3) 交付対象 厚生労働大臣の認める者
(産科を有する病院・診療所(公立分を除く))
- 4) 調整率 0.33
- 5) 対象経費 「院内助産所」「助産師外来」の設置に必要な、増改築または改修に要する工事費及び工事請負費
- 6) 基準面積 30㎡

「院内助産所」「助産師外来」設置のための施設・設備整備

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、助産師がその職能を活かして活躍することができる場を産科病院・産科診療所に確保するとともに、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」を設置するための増改築または改修に要する経費の一部を補助するものである。



- ・お産の場の確保
- ・妊婦のニーズに合った対応が可能
- ・医療機関に設置することから安全・安心・快適な確保が図られる。
- ・産科医師の負担の軽減
- ・助産師が職能を活かして活躍する場の確保

院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び助産師研修事業について

平成20年度予定額 平成19年度予算額

33,073千円（0千円）

1) 趣 旨

医師による安全管理や医師と助産師との協働に関するノウハウ等について、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組んでいる医療機関の医師や助産師を講師として研修を行う。

2) 事業内容

研修場所：院内助産所・助産師外来を設置・運営している先駆的な病院

受講者：院内助産所・助産師外来を開設しようとする医療機関の管理者及び助産師

3) 実施主体 都道府県

4) 実施か所数 20か所

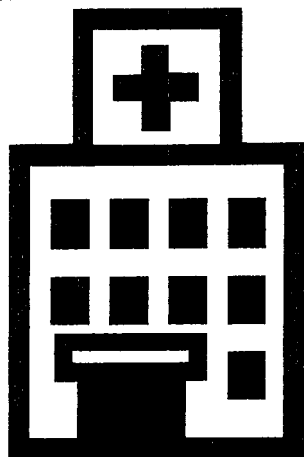
5) 補助率 国1/2、県1/2

「院内助産所」「助産師外来」の開設のための 医療機関管理者及び助産師の研修

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、助産師がその職能を活かして活躍することができる場を産科病院・産科診療所に確保するとともに、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の設置の推進を図ることとしているが、開業経験のない病院・診療所に勤務する助産師が正常産の進行管理を助産師自ら行うことができるようにするとともに、医師による安全管理や医師と助産師との協働に関するノウハウ等について、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組んでいる医師や助産師を講師として研修を行うことにより、「院内助産所」や「助産師外来」の開設を促進するための経費である。

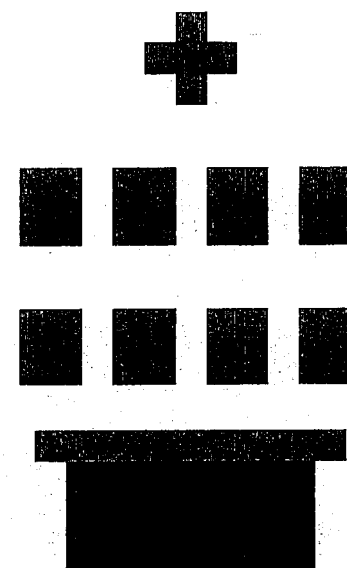
都道府県

院内助産所または助産師外来
を設置または設置予定の医療
機関



委託

院内助産所または助産師外来
を設置している先駆的な医療機関



- ・医療機関管理者の管理運営研修
- ・助産師の研修

3. 行政処分を受けた看護職員に対する再教育について

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育検討会報告書（概要）

- 平成18年保健師助産師看護師法が改正され、平成20年4月1日から、行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対して、再教育研修が義務付けられた。
- 再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供することといった保健師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することである。

処分内容と再教育の種類

- ・戒告 → 集合研修1日
- ・業務停止1年未満 → 集合研修2日＋個別研修 20時間以上又は課題研修
- ・業務停止1年以上2年未満 → 集合研修2日＋個別研修 80時間以上
- ・業務停止2年以上 → 集合研修2日＋個別研修 120時間以上

<集合研修>

- ・全ての被処分者を対象とする。
- ・講義又はグループワーク等の形式で、職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容について研修を行う。
- ・行政機関又は医療関係団体等が担う。

<個別研修>

- ・業務停止処分以上の被処分者を対象とする。
- ・見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、個別事由に応じた研修を行う。
- ・行政機関、医療関係団体や医療機関等が担う。被処分者が所属する医療機関や卒業した学校・養成所等で行うことも可能。
- ・助言指導者が個別研修計画書作成支援や進捗管理及び研修中の助言・指導を行う。

<課題研修>

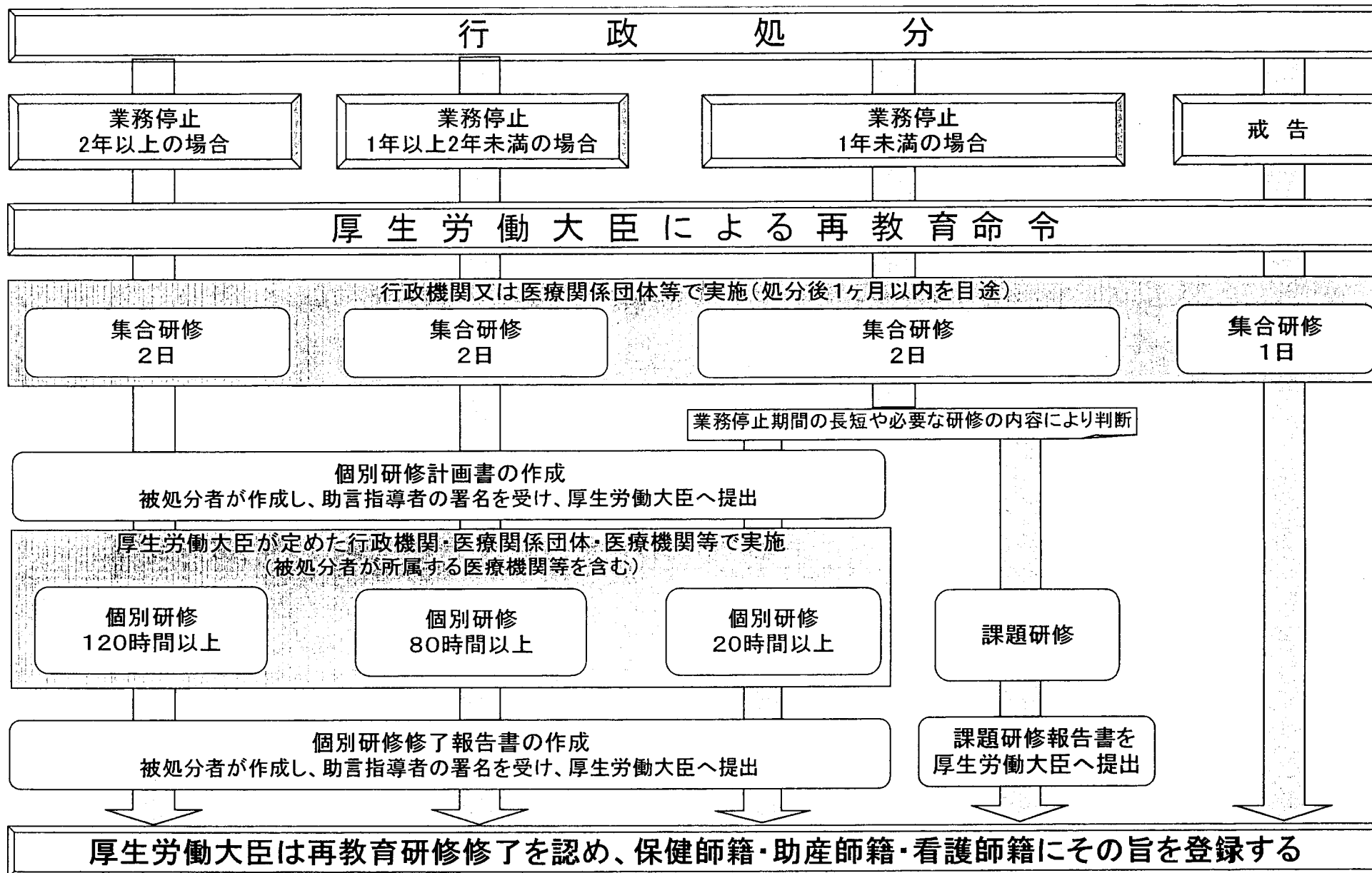
- ・業務停止1年未満の場合は、業務停止期間の長短や必要な研修の内容により、課題研修とする

再教育研修修了の評価

- 課題研修あるいは個別研修を終了し、報告書を厚生労働大臣へ提出する。
- 厚生労働大臣は報告書を評価の上、再教育研修修了を認める。
- 再教育研修を修了した者については、厚生労働大臣はその申請により、再教育研修を修了した旨を保健師籍等に登録する。

* 再教育研修を受けなかった場合には刑事罰の対象となる。また、再教育を未修了の助産師は助産所の管理者になれない。

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育（案）について



* 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。

4. 看護基礎教育のあり方に関する懇談会について

1. 趣旨

我が国においては、現在約130万人の看護師をはじめとした看護職員が、医療現場の安全・安心を支え、患者のニーズに見合った看護を提供するなど様々な役割を果たしているが、少子・高齢化の進展や医療技術の進歩等の中で、その役割は、ますます重要なものとなると見込まれる。特に今後の高齢化の進展とともにいわゆる多死社会の到来を控え、看護職員の資質の向上が一層求められるところであり、平成19年4月にとりまとめられた「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」においても、「今後、(中略) 将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う必要がある」と指摘されているところである。

これを受け、今後具体化する新たな医療計画に即した医療連携体制の構築や、在宅での療養生活を支える地域ケア体制の整備等の医療制度の変革も視野に入れ、将来において看護師を中心とした看護職員に求められる資質について議論するとともに、少子・高齢化等我が国の社会構造の変化を踏まえ、そうした資質の高い看護職員を養成していく上での看護基礎教育の充実の方向性について幅広い観点から議論を行い論点を整理することを目的とする。

2. 懇談内容

少子・高齢化等を踏まえた看護と看護職員に求められる資質、及びそうした資質の看護職員を養成していく上での看護基礎教育の充実の方向性についての論点整理

3. 懇談会委員 (○: 座長)

井部 俊子	聖路加看護大学学長
尾形 裕也	九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学教授
梶本 章朝	日新聞論説委員
○ 田中 滋	慶應義塾大学大学院経営学管理研究科教授
寺田 盛紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科長・教育学部長
矢崎 義雄	独立行政法人国立病院機構理事長

4. 開催状況

平成20年1月18日 第1回開催

平成20年3月 3日 第2回開催予定

6月を目途に論点整理

5. 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業について

平成20年度予定額 平成19年度予算額
155,970千円 (0千円)

1) 趣 旨

看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行う。

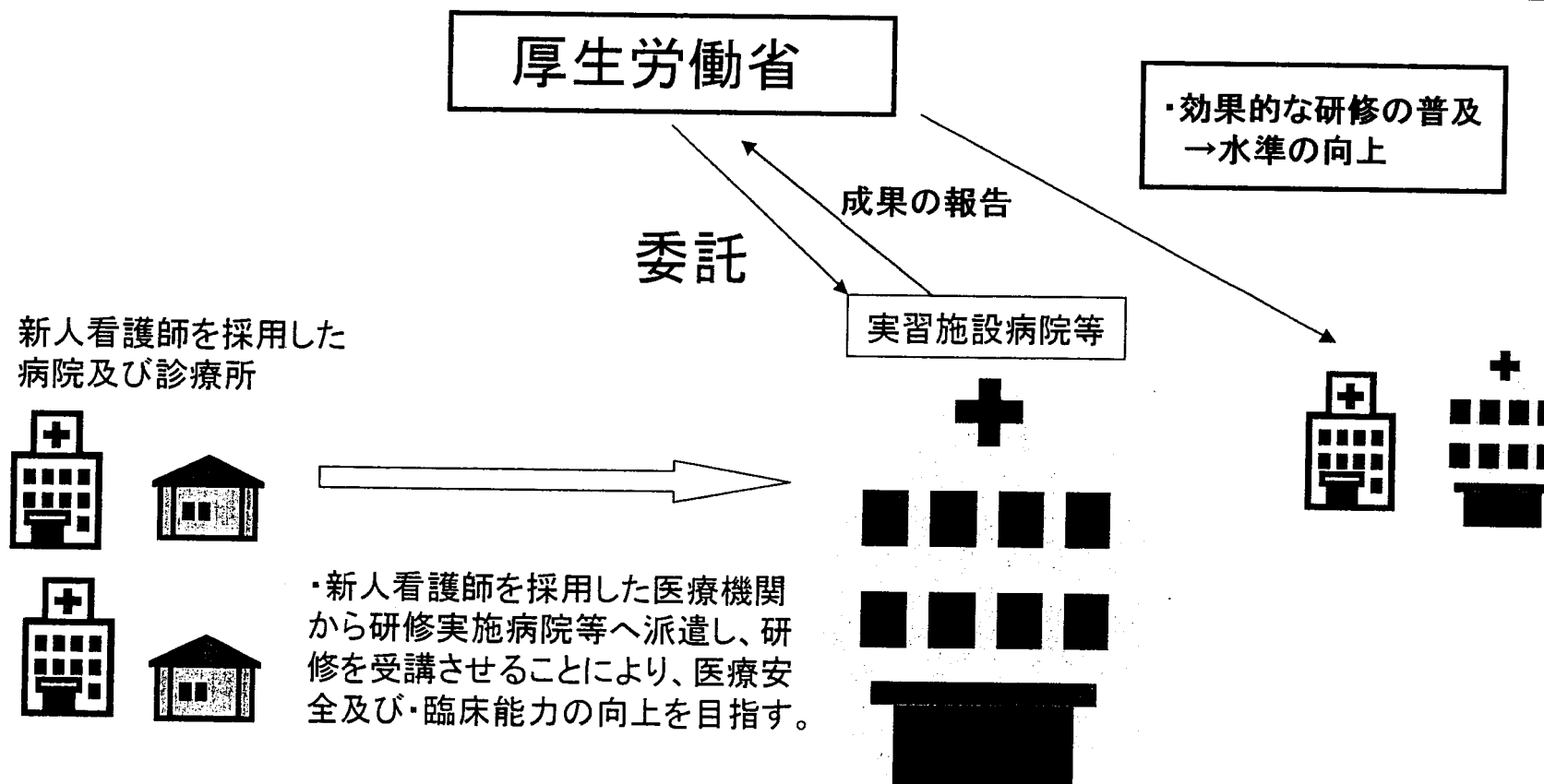
2) 事業内容

- a. 実施場所：20カ所
- b. 受講人数：1カ所60人×20カ所＝1,200人
- c. 研修期間：60日間
- d. 委託先：厚生労働大臣の認める者

新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業

看護基礎教育における学習内容と臨床現場で求められる能力にギャップがあり、新卒者の中にはリアリティショックを受ける者や、高度な医療を提供する現場についていけない新人看護師の離職の原因となっている。一方で医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、新人看護師の資質の向上が急務となっている。

現在、新人看護師の研修は就職先の医療機関で行われており、その方法、内容等もまちまちである。平成19年度において、こうした新人看護師の研修のあり方について検討を行うこととしているが、そこでの成果を踏まえ、効果的かつ効率的な研修方法を普及していくことがこうした課題への対応として必要であることから、看護師学校養成所の卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うものである。



6. 平成20年度看護職員確保対策予算(案)について

医政局(補助金等)	(平成19年度予算額)	(平成20年度予定額)
※国立高度専門医療センター関係(8,336百万円	→ 8,443百万円 (対前年度比 101.3%)

1. 資 質 の 向 上 834百万円

- (1) 看護職員資質向上推進事業 501百万円
 各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進する。
- ① 新人看護職員研修の推進 29百万円
 研修教育責任者等を対象に、新人看護職員研修到達目標及び指導指針等の周知のための研修を行うとともに、臨床実務研修を実施することにより、資質の向上を図り、新人看護職員研修の体制の充実を推進する。
- ② ①新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業 156百万円
 医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人看護師に対する研修をモデル的に実施する。
- ③ 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 101百万円
 医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人助産師に対する研修をモデル的に実施するとともに、研修指導者に対する実務研修事業を実施することにより資質の向上を図る。
- ④ 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師の育成の充実 178百万円
 がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
- (2) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 131百万円
 在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方(多機能サービス)について検討を行い、訪問看護の推進を図る。
- (3) ①在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業 53百万円
 医療依存度の高い在宅療養者に対して、多様なニーズに対応するため訪問看護と訪問介護の一体型サービス提供体制をモデル的に実施し、提供のあり方について検討を行う。
- (4) ①看護教育のあり方に関する検討会(仮称) 4百万円
 中長期的な看護教育の充実の方向性を示すための検討を行う。

2. 離職の防止・再就業の支援 427百万円

- (1) 助産師確保総合対策事業の充実 126百万円
 産科診療所への就業のための啓発普及を行うとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。
- (2) 看護職員確保モデル事業 78百万円
 (看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業)
 約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。
- (3) 中央ナースセンター事業 140百万円
 求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
- ・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業
 看護職員確保のため、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集・紹介を行うとともに、医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修を実施する。

3. 養 成 力 の 確 保

4, 947百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 4, 906百万円
民間立養成所の運営に対する補助。
- (2) 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進 25百万円
看護師養成所2年課程(通信制)の新たな設置に対する支援等。
- (3) 助産師養成所開校促進事業(全日制を追加) 13百万円
助産師養成所の新たな開校に対する支援。
- (4) ⑩学生実習国民向けPR経費 3百万円
看護学生の実習についての理解及び協力を求めるための広報を行う。

4. 医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)

17, 159百万円の内数

- ・ 訪問看護推進事業 278百万円
訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、在宅ホスピスケアの推進、相互交流研修などに対する支援を行い、訪問看護の推進を図る。
- ・ 看護職員資質向上推進事業 281百万円
看護教員養成等講習会、実習指導者講習会等を行い教育指導者等の育成を図る事業の実施。
- ・ 看護職員確保対策特別事業 73百万円
看護職員確保の総合的な促進や、看護職員の就労確保に向けた総合的支援等の特別事業の実施。
- ・ ⑩助産師確保地域ネットワークづくり推進事業 34百万円
都道府県に助産師確保・養成策や医療機関等の連携・派遣などを協議する「助産師確保連絡協議会(仮称)」を設置し、確保体制を構築する。
- ・ ⑩院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び助産師研修事業 33百万円
産科を有する病院等に「院内助産所・助産師外来」の開設を促進するため、医療機関管理者及び助産師への研修を行う。
- ・ 病院内保育所運営事業 1, 535百万円
子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業の環境整備のための病院内保育施設(民間立)の運営に対する補助の実施。
(24時間保育を実施していない病院内保育所を開設する医療機関の医療従事者が緊急な呼び出し等に対応できるようにするための緊急一時保育加算の創設及びより利用しやすくするための基準の緩和。)
- ・ 看護師等養成所初度設備費等(公的立及び民間立分)
- ・ ⑩院内助産所・助産師外来設備整備事業(公的立及び民間立分)

5. 医療提供体制施設整備交付金(交付金)

10, 733百万円の内数

- ・ 看護師等養成所施設整備費等(民間立分)
- ・ ⑩院内助産所・助産師外来施設整備事業(公的立及び民間立分)
- ・ ⑩病院内保育所施設整備事業(公的立及び民間立分)

助産師確保地域ネットワークづくり推進事業について

平成20年度予定額 平成19年度予算額

34,327千円（0千円）

1) 趣 旨

母子の安心・安全の確保や新生児の健全な育成の観点から、医師・助産師・看護師等の適切な役割分担と連携が地域毎に確保される必要があることから、都道府県毎の助産師確保・養成策や、助産師を集中的に抱える病院から助産師の確保が困難な医療機関等への助産師派遣等について協議する「助産師確保連絡協議会（仮称）」を都道府県に設置する。

2) 事業内容

助産師の派遣システム、助産師の確保・養成策、医療機関と助産所の連携等の検討及び調整

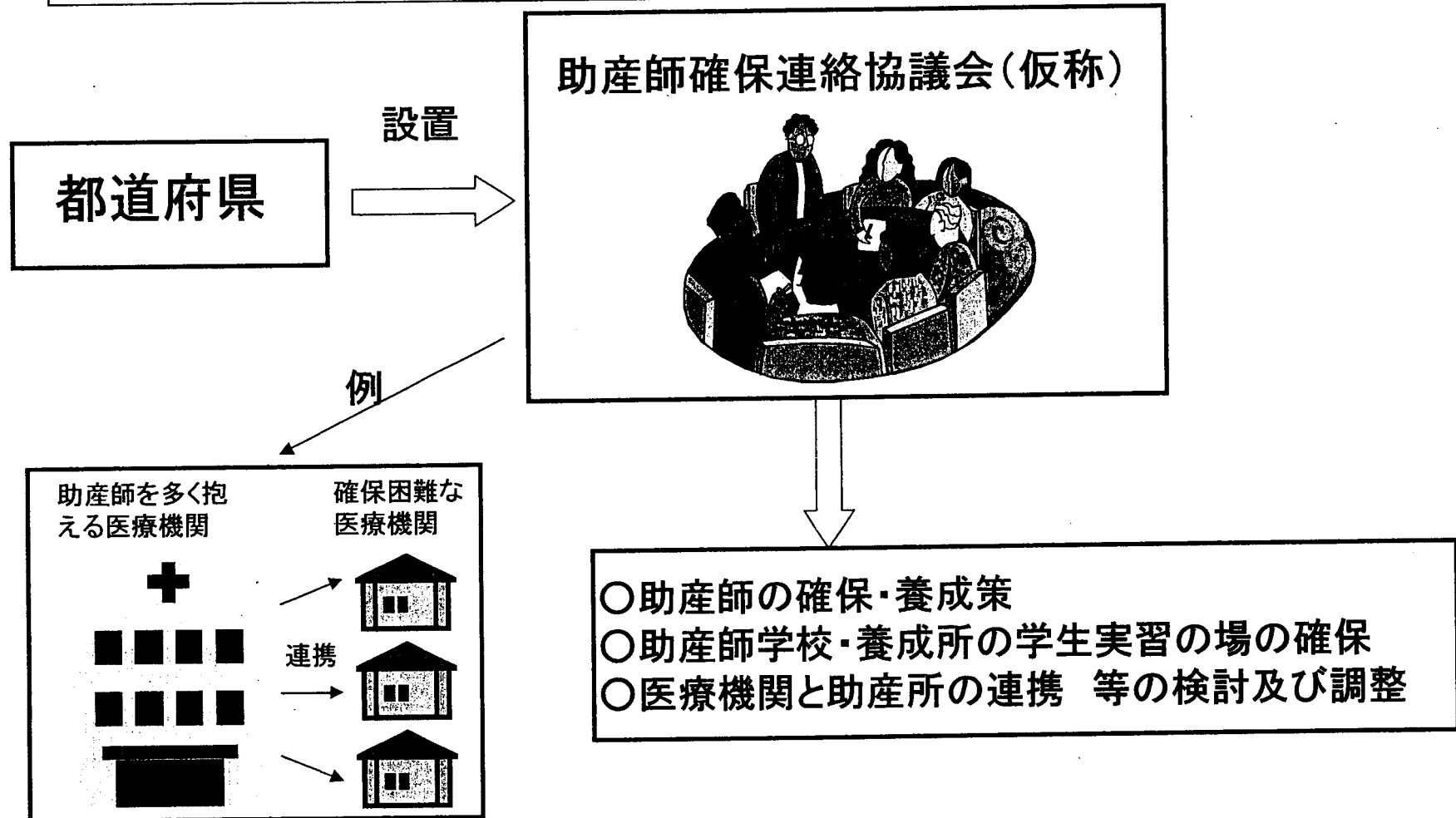
3) 実施主体 都道府県

4) 実施か所数 38か所

5) 補助率 国1/2、県1/2

助産師確保地域ネットワークづくり推進事業

母子の安心・安全の確保や新生児の健全な育成の観点から、医師・助産師・看護師等の適切な役割分担と連携が地域毎に確保される必要があることから、都道府県毎の助産師確保・養成策や助産師学校・養成所の学生実習の場の確保、助産師の確保が困難な医療機関等での助産師確保策に関する地域の関係医療機関との連携方法等について協議する「助産師確保連絡協議会(仮称)」を都道府県に設置し、確保体制を構築する。



助産師確保総合対策事業の実施について

	平成20年度予定額	平成19年度予算額
○ 助産師確保総合対策事業	125,591千円	(147,921千円)

ア. 産科の診療所への就業に係る啓発普及事業

4,207千円 (4,103千円)

- 1) 趣 旨 産科診療所への就業のための啓発普及を行う。
- 2) 事業内容 本省経費

イ. 産科診療所における助産師確保のためのモデル事業

121,384千円 (143,818千円)

- 1) 趣 旨 潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。

2) 事業内容

【モデル1】潜在助産師等

- a. 実施カ所数：18カ所
- b. 対象人数：1カ所10人×18カ所=180人
- c. 研修期間：60日間 9カ所 (18カ所)
30日間 9カ所 (0カ所)
- d. 委託先：都道府県

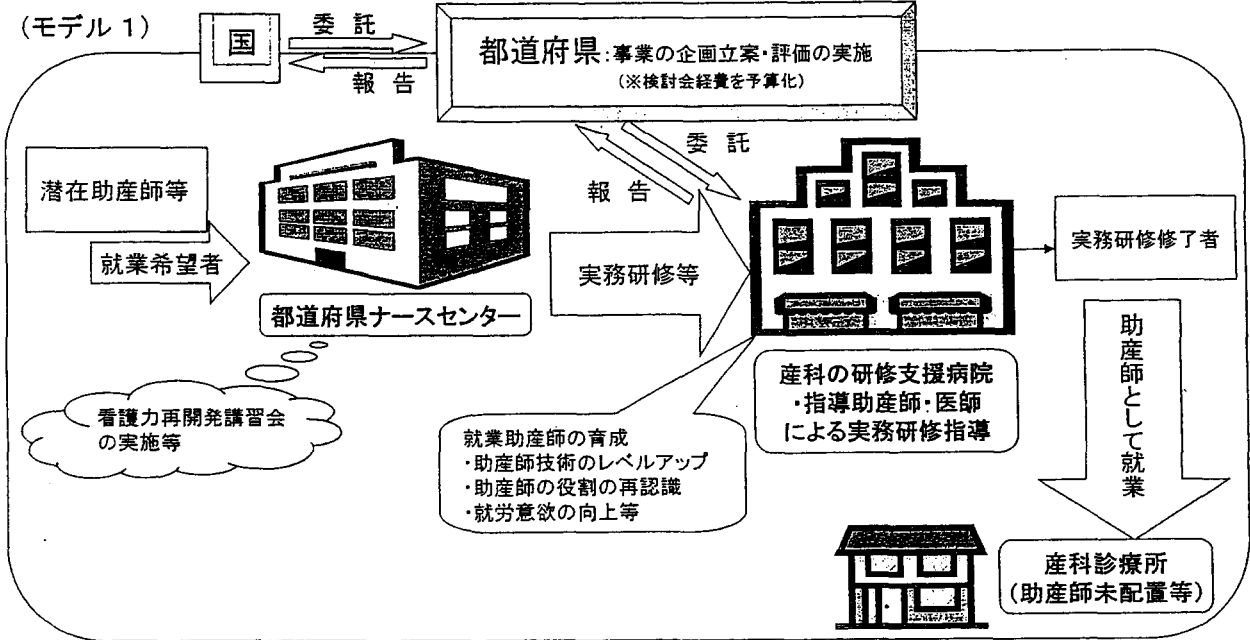
【モデル2】病院等で働いている助産師免許を持っている看護師

- a. 実施カ所数：18カ所
- b. 対象人数：1カ所10人×18カ所=180人
- c. 研修期間：40日間 9カ所 (18カ所)
20日間 9カ所 (0カ所)
- d. 委託先：都道府県

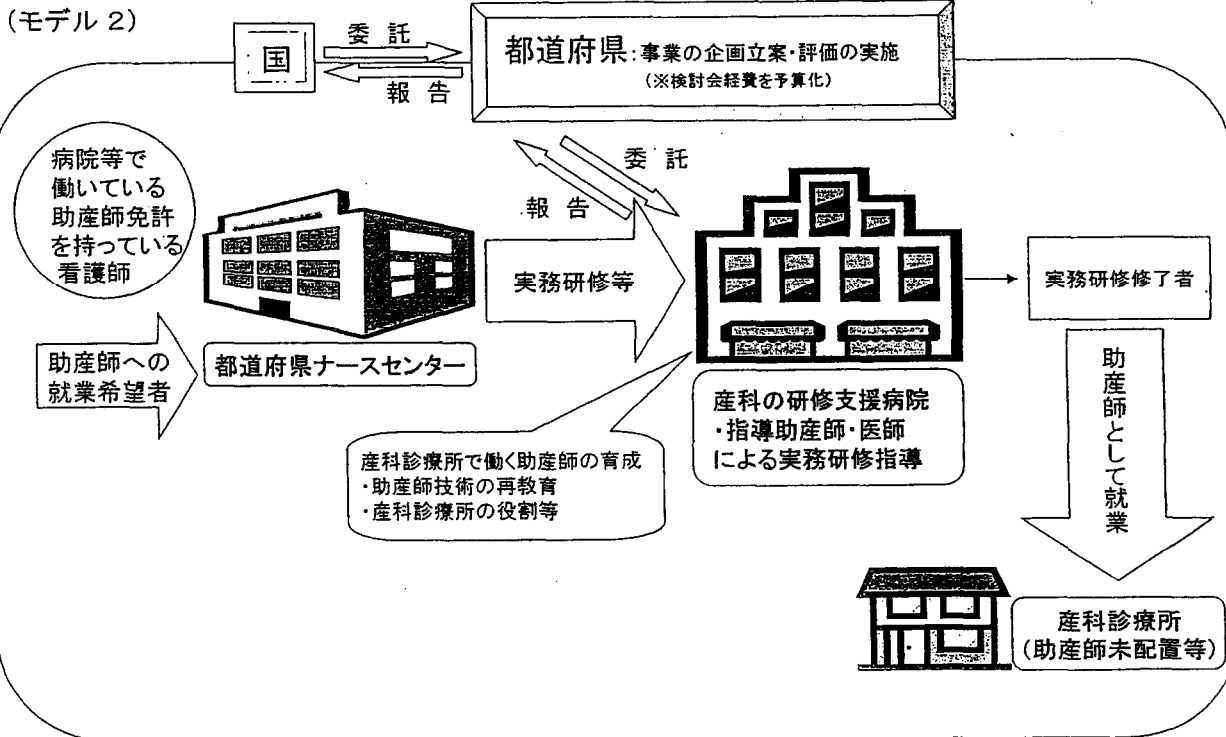
産科診療所における助産師確保のためのモデル事業

助産業務は、保健師助産師看護師法第30条において、医師又は助産師しか行うことのできない業務があるが、助産師のいない産科診療所においては、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、早急に助産師の確保に向けての体制整備が必要である。特に助産師は助産業務を通じて妊産婦及び新生児に直接ケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割にある。

このため、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業を促進を図り、産科診療所における安心・安全な助産の充実に図るものである。



産科診療所における助産師確保のためのモデル事業



平成20年度予定額 平成19年度予算額

○助産師養成所開校促進事業

13,267千円 (13,220千円)

1) 趣 旨

助産師養成所の開校を促進するため、開校前の専任教員の配置に係る経費の補助を行う。

平成20年度においては、定時制のみを全日制へも拡大する。

2) 事業内容

ア 教育カリキュラム策定等の準備に必要な専任教員等配置経費

専任教員配置 3人配置(6月分)

イ 対象カ所数 8校

3) 補助先 都道府県

(間接補助先：厚生労働大臣の認める者)

4) 補助率 定額(1/2相当)

5) 負担割合 国1/2、県1/2

6) 基準額 3,316千円

助産師養成所開校促進事業について

開校準備

開校

助産師養成所の施設整備補助(既存)

助産師養成所の設備整備補助(既存)

平成20年4月

平成20年10月

平成21年4月

平成20年1月

計画書の提出

平成20年7月

申請書の提出

平成20年12月

指定(承認)



開校後

助産師養成所の開校促進事業
平成20年度予算案において定時制のみを全日制へも拡大
【教員の人員費を助成】



助産師養成所の運営費補助(既存)

平成22年4月

国家試験合格を経て
助産師として就業

定時制の助産師養成所も既存の
助産師養成所と同様に1年間で
卒業(法定は6カ月以上)